

# 文化財保護法(抜粋)

昭和25年5月30日 法律214号

最終改正 平成26年6月13日 法律69号

## 第1章 総則

(この法律の目的)

第1条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

(政府及び地方公共団体の任務)

第3条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

(国民、所有者等の心構)

第4条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2. 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3. 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当って関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

## 第6章 埋蔵文化財

(調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)

第92条 土地に埋蔵されている文化財(以下「埋蔵文化財」という。)について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部省令の定める事項を記載した書面をもって、発掘に着手しようとする日の30日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部省令の定める場合は、この限りではない。

2. 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を支持し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

第93条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地(以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。)を発掘しようとする場合には、前条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「30日前」とあるのは、「60日前」と読み替えるものとする。

2. 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第1項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他必要な事項を指示することができる。

(国の機関等が行う発掘に関する特例)

第94条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの(以下この条及び第97条において「国の機関等」と総称する。)が、前条第1項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たって、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

# 埋蔵文化財保護の手引き

## 1. 埋蔵文化財とは

埋蔵文化財には貝塚・住居跡・古墳・都城跡・遺物散布地・遺物包含地等の考古学で言う遺跡と土中に埋もれている土器・石器・木器・金属器・瓦等の遺物も含まれます。これら埋蔵文化財を包蔵する土地として知られている土地のことを周知の埋蔵文化財包蔵地といいます。

## 2. 土木工事等の現状確認

三田市内において、土木工事等を行おうとする場合、事業区域が周知の埋蔵文化財包蔵地に当たると確認する必要があります。具体的に開発が決定される前の段階から協議・調整することが、事業の推進上益することが多いので事前にご相談下さい。

## 3. 発掘届出書

周知の埋蔵文化財包蔵地で土木工事等を行う時は、発掘届出書を発掘に着手しようとする60日前までに、文化庁長官・兵庫県教育委員会に届け出なければなりません。

(文化財保護法第93条)

必要書類や記載事項、発掘調査に係る事項についての詳細は三田市文化財保護担当へお問い合わせ下さい。

## 4. 遺跡の発見届出・停止命令等

土地所有者又は占有者が発掘調査以外で遺物や遺構により遺跡と認められるものを発見した時は、現状を変更せずに文化庁長官に届け出なければなりません。

文化庁長官は届け出があった場合、その現状を変更する行為の停止または禁止を命ずることができます。また届け出がなされなかった場合においても、現状変更の停止等の措置を執ることができます。

(文化財保護法第96条の2)

## 5. 遺跡地図について

遺跡地図は、三田市域において現在までに知られている遺跡の所在地を記しています。遺跡は土地に埋もれているため、すべてを把握することは困難です。したがって、遺跡地図に記された範囲外において、土木工事中に新たに発見される可能性は十分にあり、周知の遺跡範囲に変更があることがあります。

### 《文化財に対するご質問・ご相談先》

三田市市民生活部市民文化室 文化スポーツ課文化財担当

〒669-1595 兵庫県三田市三輪2丁目1番1号 TEL 079-563-1111

### 《手続きの種類》

#### 開発事業者

##### ①土木工事等の開発事業を行う場合

No	項目	手続	期限	提出部数	提出先
1	埋蔵文化財等の所在の有無	照会	事業立案時	1部	当該市町教委
2	分布調査依頼	依頼	調査前	1部	県又は市町教委

##### ②周知の埋蔵文化財包蔵地で土木工事等を行う場合

No	項目	手続	期限	提出部数	提出先
1	法第94条(国の機関等)	通知	あらかじめ	2部	市町教委
2	法第93条(国の機関等以外のもの)	届出	60日前	2部	市町教委
3	調査依頼(確認調査・本発掘調査)	依頼	調査前	1部	県・市町教委

##### ③工事中に遺跡を発見した場合

No	項目	手続	期限	提出部数	提出先
1	法第97条(国の機関等)	通知	速やかに	2部	市町教委
2	法第96条(国の機関等以外のもの)	届出	速やかに	2部	市町教委
3	調査依頼(確認・本調査)	依頼	調査前	1部	県・市町教委

#### 発掘調査担当

No	項目	手続	期限	提出部数	提出先
1	埋蔵文化財包蔵地所在状況	回答	照会后、速やかに	1部	事業者
2	分布・試掘・確認調査結果	回答報告	調査終了後、速やかに	1部	事業者 県教委
3	埋蔵文化財包蔵地の発見等	報告	発見等後、速やかに	1部	県教委
4	調査体制・調査期間・経費積算・協定書	回答	調査依頼後、速やかに	1部	事業者
5	法第92条(地方公共団体以外のもの)	届出	30日前	2部	市町教委
6	法第99条(地方公共団体)	報告	調査開始後、速やかに	1部	県・市町教委
7	本発掘調査終了	報告	調査終了後	1部	県教委